

新宿 ビズタウンニュース

目次 「高田馬場創業支援センター」オープン 1-3 インフォメーション 6-7
地場産業の現場を訪ねて 4-5 23年度「技の名匠」決定、中小企業の景況 8

No.15
平成23年12月31日号

高田馬場創業支援センターが オープン

平成23年10月1日



創業支援メニュー

○経営・ビジネスに関するアドバイス

起業支援の専門家や中小企業診断士等が、経営・営業・起業手続き等の相談に応じます。

○区内企業との連携による支援

施設利用者と区内企業との連携を図り、経営活動や人脈の拡大等を支援します。

○情報の提供・発信

各種セミナーを開催し、ビジネスに役立つ情報を提供するほか、専用ホームページを開設し、施設利用者の事業概要や活動内容に関する情報を発信します。

○地域との交流

地域住民との交流会や消費者団体との連携を深めるイベントを企画します。

○ビジネスコンビニ機能

電話の取り次ぎ・郵便物の受け取り代行のほか、通訳・翻訳等の有料サービスが利用できます。

※上記の創業支援メニューは利用承認者が対象です。

新宿区立高田馬場創業支援センター

【所在地】高田馬場一丁目 32 番 10 号

【電話】(3205) 3031

【FAX】(3205) 1007

【利用時間】8:30 ~ 24:00 年中無休（ただし、年末年始を除く）

※資料スペース以外は利用承認が必要です。詳細は次ページに掲載しています。

※同センターには 1 階の一部分と 3 階に新宿消費生活センター分館が併設されています。



成功する創業と事業継承のために
新宿区には3万所以上の事業所があり、港区、中央区、千代田区に次いで都内で4番目の規模です。今後、さらに新宿区の産業を振興させていくためには、地域産業の賑わいと活性化に寄与できる事業の創成や円滑な事業継承を支援する「場」の提供と経営者の育成支援が求められます。
そこで、区では、区内で創業する方や、創業間も

ない方、事業の継承や経営改革を目指す方を支援するため、シルバー人材センター移転跡地を活用して、高田馬場創業支援センターを開設しました。同センターでは、オフィスベースの提供だけでなく、専門の職員が創業に必要な相談や情報提供を行い、創業の準備段階から経営革新まで、必要なノウハウの習得を支援していきます。

シェアードオフィス(約49m² / 10席)

センター利用承認者が共同で利用する10席分のオフィスです。定員は32名で、混雑時の利用は、施設管理者が調整します。部屋には受付担当者が常駐しています。

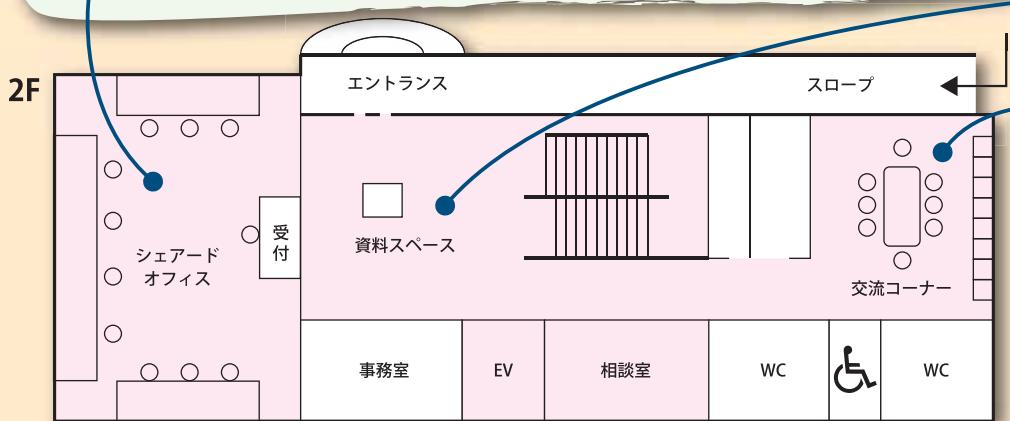


- ①机…サイズは、約120cm×70cm
- ②ロッカー…鍵付専用ロッカーが完備されています。
- ③固定電話…ありません。各自携帯電話の利用をお願いします。別途共用FAXあり。
- ④インターネット回線…光インターネット回線(無線LAN、一部有線あり)
- ⑤共用プリンター・コピー機(有料)…普通紙モノクロ、カラー計2台。セキュリティ機能あり。

資料スペース



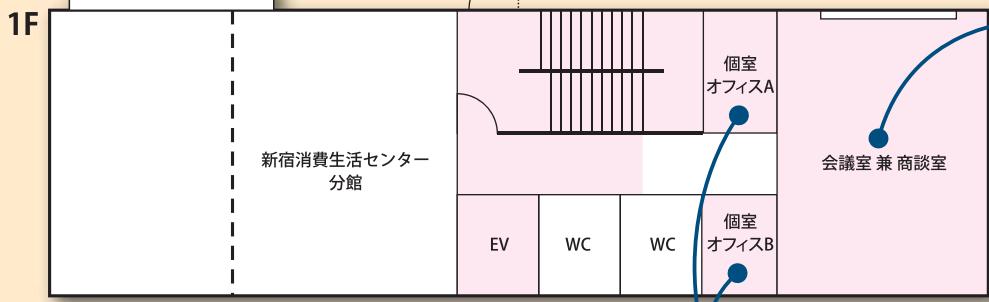
起業に関する図書や新聞の閲覧ができます。センターの利用承認がなくても利用できます。



交流コーナー(約17m²)



センターの利用承認を受けた方が共同で利用できます。



個室オフィス(約6m² / 2室)

センター利用承認者がシェアードオフィスのほかに利用できるA、B 2室のオフィスがあります。室内は一部窓付き扉を使用し、利用者に専用鍵をお貸します。

- ①机…据付け収納型(サイズ約180cm×70cm)
- ②収納…専用キャビネットが設置されています。
- ③専用電話回線…必要に応じ各自の契約となります。
- ④インターネット回線…光インターネット回線(無線LAN、一部有線あり)
- ⑤プリンター…共用プリンターのほか私物持ち込み可能です。



会議室 兼 商談室 (約38m² / 18席)



センターの利用承認を受けた方が共同で利用できます。

オープンしたての
フレッシュな
施設です



インキュベーション・
マネジャーの石川さん

●利用対象者

次の要件にいずれも該当する個人又は中小企業者が対象です。

- ①区内において、創業又は、事業の経営改革等を予定していること
- ②当該創業等の計画が具体的かつ実現可能性があること
- ③施設の利用期間終了後、区内において引き続き事業を行う意思があること
- ④住民税・法人事業税の滞納をしていないこと
- ⑤別に定める利用条件を遵守すること

●施設利用定員

シェアードオフィス等利用者 32名(個室オフィス利用者2名含む)

●利用承認期間

利用承認日から6ヶ月間 ※更新制度あり 最長2年

●利用者料金

シェアードオフィス等使用料 月額1万円

※個室オフィス利用の場合は、月額2万円を加算します。

●利用者募集時期

年4回程度(欠員状況によって異なります)

地域のため、人のために頑張れる人を



施設長の福田さん

新宿区初のインキュベーション施設として10月1日にオープンしたばかりですが、オープン前から問い合わせがあり、活気のあるスタートを切ることができました。高田馬場駅に近い好立地に加え、深夜まで利用できるなど、起業や第一創業を志す皆さんの利便性を最優先しています。

私を含め、JBIA認定のインキュベーション・マネジャー（IM）や、中小企業診断士の資格をもつ職員が、入居者の個々のテーマや悩みにきめ細かく対応し、最適なサポートを提供できることが最大の特徴です。

入居期間は原則6ヶ月単位ですが、最長2年まで延長できます。経験的に、起業から100日をスタートダッシュの節目と考えますが、ビジネスプラン構築以前のアーリーステージに対する支援は特に重要です。公的な施設への入居は信用力のアップにつながるほか定時に出勤して生活にメリハリを付けるなど、自宅にこもっていては得られない

私たちも積極的に増やしていくつもりです。起業の際には、腹をくくる覚悟、自律と自立の精神、何ごとも負けない強い気持ちが必要です。ビジネスにおけるスピード感がないと、参入できたとしても、すぐに退出を余儀なくされてしまいます。起業できる人というのは、ビジネスとしてやりたいことをはつきり描ける人、ネットワーク志向の人。外部の協力者をどれだけ創れるかがポイントです。

私たちも積極的に増やしていくつもりです。起業の際には、腹をくくる覚悟、自律と自立の精神、何ごとも負けない強い気持ちが必要です。ビジネスにおけるスピード感がないと、参入できたとしても、すぐに退出を余儀なくされてしまいます。起業できる人というのは、ビジネスとしてやりたいことをはつきり描ける人、ネットワーク志向の人。外部の協力者をどれだけ創れるかがポイントです。

の機会も積極的に増やしていくつもりです。起業の際には、腹をくくる覚悟、自律と自立の精神、何ごとも負けない強い気持ちが必要です。ビジネスにおけるスピード感がないと、参入できたとしても、すぐに退出を余儀なくされてしまいます。

いと、参入できたとしても、すぐに退出を余儀なくされてしまします。



他にもあります！新宿区の創業支援

創業資金融資制度

◆問い合わせ・面談予約◆

地域文化部産業振興課 電話 (3344)0702

区では、これから創業しようとする方や創業して間もない中小企業者の方が必要な事業資金を低利で受けられるように、金融機関に対して融資を紹介しています。金融機関等の審査を通り融資が決定した場合、区から利子の補給や信用保証料の補助を受けることができます。

◆創業資金融資の主な条件等

【融資対象】 次のいずれかに該当する方

- ①現在事業主ではなく、個人または法人で創業しようとする方
- ②個人または法人で創業し、5年未満の方

【融資限度額】 ①1,000万円 ②2,000万円

【貸付期間】 7年以内(据置期間12ヶ月以内)

【年利(利子補給)】

2.1%以下(区の利子補給1.4%以下・本人負担0.7%以下)

★区内の商店会に加入、又は加入の申込みをした方や、文化創造産業(※)を営む方、または文化創造産業(※)をこれから創業しようとする方には通常の利子補給率に0.2%加算できる措置があります。

(※)文化創造産業の対象業種の例

劇団、劇場、テレビ番組制作、映像制作、楽器製造など
なお、文化創造産業の対象業種であるかの最終的な判断は商工相談員の面談にて行います。

【信用保証料補助】

支払った信用保証料の2分の1(上限26万円)

【申し込み】

- ①申込書類をお受け取りください。

書類は産業振興課(西新宿6-8-2 BIZ新宿4階)の窓口で配布しています。

- ②必要書類をそろえ、面談の予約をしてください。
(電話予約可)

面談は複数回行います。



地場産業の現場を訪ねて

新宿区では、印刷・製本関連業と染色業を地場産業として位置づけています。

印刷・製本関連業は、現在の大日本印刷の前身の秀英舎が市谷加賀町に移ってきて以来、市谷・神楽坂周辺に、出版、印刷・製本関連の事業所が集まるようになりました。

染色業は、大正の中頃に、神田川の清流を求めて工場を新設したことから、工場数が増えています。区の伝統として受け継がれてきた2つの地場産業の現場を訪ねてみます。

株式会社博勝堂(和洋美術特殊製本)



渡邊博之社長(右)と渡邊剛専務

業務内容を見直すことにして、博勝堂の最大の

手作りの和本の
技術

近年の印刷・製本業界は技術革新が目覚ましく、業態が激変しています。そんな中で渡邊社長は「機械化」できる部分と当

営業の極意は「待ちアポ」

博勝堂の「オントリー・ワン」の強みを全国に知らしめたのが、剛専務が仕掛けたインターネット営業です。

その精神を示すのが、綴じるには「伝える」という「役割」がある」という言葉。一部事業所が都外への移転を余儀なくされるなか、地場産業を象徴する企業のひとつとして平成2年度「新宿区優良企業表彰」の「地域貢献賞」を受賞しました。

印刷・製本関連業の集積地の一角、西五軒町にある博勝堂は1956(昭和31)年、渡邊博之社長の父が築地町で創業し、その後年に現在地に移転しました。現在は3代目の渡邊剛専務とともに、製本文化の継承と創造に努めています。

印刷・製本
関連業

和本文化を継承し製本の可能性を広げる

繰じる、は、伝える、



“常に向上、日々挑戦!”がモットー。活気ある作業場



株式会社博勝堂
所在地 西五軒町9-1
電話 (3269)5248
URL <http://www.hakushowdou.com/>

「ドでトップになつたことがあります」

新宿区印刷・製本関連団体協議会 被災地支援の取り組み



地場産業の関連団体の一つに新宿区印刷・製本関連団体協議会(以下、「関連協」)があります。

関連協では、東日本大震災被災地への支援として、区内の小学校を通じて被災地の小中学校へ用紙を提供する取り組みを行いました。これは、区内の小学校(牛込A地区)関係者の呼びかけに応え、関連協の一部会員が無償で用紙を提供したものです。牛込A地区の小学生の有志が親子で用紙の箱詰めや積み込み作業を行い、岩手県(11校)、宮城県(14校)の小中学校へ1校あたり約6,000枚、福島県の教育委員会へ約20,000枚、計5トンの用紙を送りました。福島県出身の関連協の加藤仁会長は「被災地の小中学生の役に立てば嬉しい」とコメントを寄せています。

熊崎工房(東京手描友禅) 染色業

江戸名所図会で江戸の風景を

人のやりなじことにチャレンジ



東京手描友禅は経済産業大臣指定伝統工芸品のひとつで、加賀友禅や京友禅と違い、一人の友禅師(模様師)がほとんどの工程を受け持つのが特徴です。熊崎和人さんも構図、下絵、糸目糊、そして色挿しまでこなすオールラウンダーで、数少ない伝統工芸士です。平成22年に新宿ものづくりマイスター「技の名匠」として認定されています。

熊崎さんの柄行のベースは江戸城大奥の衣装が庶民に広まった「江戸解」。海辺の景色に葦や民家、松と小舟を配し、御所車や草花が中心の京友禅の「御所解」とは対照的です。そんな熊崎さんが着目したのが、江戸の風景を鳥瞰図で描いた『江戸名所図会』の古書でした。

「人と違うものを描きたかったので飛びつきました。上野や日本橋、隅田川など

の身近な風景を、身にまとうのっていいでしょ？」



帯の下絵

完成した帯。
江戸の風情を
織細に描き出す

きもの手描友禅塾「熊崎工房」
所在地 高田馬場4-27-15-402
電話 (3365)6610

東京手描友禅は経済産業大臣指定伝統工芸品のひとつで、加賀友禅や京友禅と違い、一人の友禅師(模様師)がほとんどの工程を受け持つのが特徴です。熊崎和人さんも構図、下絵、糸目糊、そして色挿しまでこなすオールラウンダーで、数少ない伝統工芸士です。平成22年に新宿ものづくりマイスター「技の名匠」として認定されています。

熊崎さんの柄行のベースは江戸城大奥の衣装が庶民に広まった「江戸解」。海辺の景色に葦や民家、松と小舟を配し、御所車や草花が中心の京友禅の「御所解」とは対照的です。そんな熊崎さんが着目したのが、江戸の風景を鳥瞰図で描いた『江戸名所図会』の古書でした。

「人と違うものを描きたかったので飛びつきました。上野や日本橋、隅田川など

の身近な風景を、身にまとうのっていいでしょ？」

松田光二(染色補正) 染色業

仕上がりを左右する色刷け



染色業から生まれる友禅や小紋は華やかですが、その仕上げには補正や地直しという地味な作業が欠かせません。松田光二さんはその仕上げ工程である色刷けの技術者です。平成22年に新宿ものづくりマイスター「技の名匠」として認定されています。

「まるでスカイツリーから眺めたような鳥瞰図で、どこを切り取つても面白い構図になります」

多くの弟子を独立させた今も、手描友禅塾を開き、関心のある人に友禅の技術を伝えている熊崎さん。「今後も他の人がやらないことをライフケースとして続けていくたい」と語っています。

「住み込み修業が当たり前で、見て覚えるという時代、縁もゆかりもない仕事でしたが、3年ぐらい経つて道具が手に馴染むと、ようやく面白さがわかつてきました」作業の基本は染み抜きですが、手描友禅塾を開き、関心のある人に友禅の技術を伝えている熊崎さん。「今後も他の人がやらないことをライフケースとして続けていくたい」と語っています。

「住み込み修業が当たり前で、見て覚えるという時代、縁もゆかり

もない仕事でしたが、3年ぐらい

経つて道具が手に馴染むと、よう

やく面白さがわかつてきました」

作業の基本は染み抜きですが、

地色が失われている場合は、色の

修正も必要となる根気のいる仕

事。松田さんは32歳で独立したも

の、独特のにおいや火事への懸

念から、作業場に

するアパートを借りるのも苦労が

あつたそうです。

「着物の材質や

地の色、文様に合わせて染料を調合し

たり、色をぬいたり

するには瞬時の判断が重要。経験

を積むことが大切ですが、着物を

着る人が減つて腕を磨くチャンス

も減った。それがさびしいですね」



年季の入った愛用の補正道具。
中には自分で作ったものも

有限会社松田光二
所在地 上落合2-21-25
電話 (3368)1594

染色補正」は染色の工程で生じる汚れや難点を除き、完全な商品として仕上げる技術。しかも、汚れたり傷んだりした染織品を長持ちさせて、経済的な価値を復元する技術もあります。



染み抜き作業。
熟練の手業で根気よく

染色業を手業と根気で支える

商工業緊急資金(東日本大震災の指定)のご案内

予約は平成24年3月23日(金)午後5時までに

区では、東日本大震災で直接・間接の被害を受け、事業活動に支障が生じている中小企業者の方を対象とし、商工業緊急資金融資を金融機関に対して紹介しています。本制度の利用を希望する方は、平成24年3月23日(金)の午後5時までに産業振興課へ面談の日時を予約していただく必要があります。

なお、面談は平成24年3月30日(金)までに受ける必要があります。ご注意ください。

◆商工業緊急資金(東日本大震災の指定)の主な融資条件等

【融資対象】次のすべての要件を満たす中小企業者の方

- ①(1) 法人は区内に本店(営業の本拠)があり、区内で同一事業を引き続き1年以上営業しており、かつ本店登記が1年以上区内にあること
- (2) 個人は区内に事業所(営業の本拠)があり、区内で同一事業を引き続き1年以上営業していること
(個人事業で区内在住1年以上の場合は東京都内の営業の本拠も可)
- ② 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ③ 住民税・事業税を滞納していないこと
- ④ 東日本大震災により事業活動に支障が生じた方

【融資限度額】500万円

【貸付期間】5年以内(据置期間6ヶ月以内)

【年利(利子補給)】2.1%以下(区の利子補給1.05%以下・本人負担1.05%以下)

【信用保証料補助】支払った信用保証料の全額



◆問い合わせ・面談予約◆ 地域文化部産業振興課 電話 (3344)0702

東京信用保証協会からのお知らせ

円高の影響を受けて売上等が減少している中小企業者の皆さまへ

【東京都制度「円高セーフ」「円高一般」 全国統一制度「セーフティネット保証5号」のご案内】

保証協会では、最近の円高の影響を受けて売上等が減少している中小企業者を対象とした東京都制度融資「円高セーフ」「円高一般」、全国統一制度「セーフティネット保証5号」を取り扱っています。各制度の概要と特徴は以下のとおりです。

ご利用にあたっては、各融資要件を満たしていることが必要となります。

制度名	東京都制度		全国統一制度 セーフティネット保証5号
	円高セーフ	円高一般	
資金用途	運転資金・設備資金		
融資限度額	1企業 2億8,000万円※1 1組合 4億8,000万円	1企業 1億円※2 1組合 2億円	1企業 2億8,000万円※1 1組合 4億8,000万円
融資期間	10年以内(据置期間2年以内)		10年以内(据置期間1年以内)
融資利率(年)	1.5~2.2%以内(融資期間による)		金融機関所定の利率
連帯保証人	法人代表者(組合は代表理事)以外、原則不要		
担保	本融資の保証を含む保証合計残高が8,000万円以下の場合は原則無担保		
区市町村認定書	必要	不要	必要

※1 既に利用中の「セーフティネット保証」・「災害関係保証(東日本大震災)」の残高を含む。 ※2 既に利用中の「経営一般」の残高を含む。

■■円高セーフ・
セーフティネット保証5号共通■■

特徴1 一般保証と別枠で
最大2億8千万円まで
ご利用することができます

特徴2

■■円高一般■■
一般保証と同枠で
最大1億円まで
最優遇金利の融資を
ご利用することができます

特徴3

■■円高セーフ・円高一般
共通■■
東京都が
信用保証料の2分の1を
補助します

詳細につきましては当協会ホームページ (<http://www.cgc-tokyo.or.jp>)
のほか、中小企業庁、東京都のホームページをご覧ください。

◆問い合わせ◆

東京信用保証協会新宿支店 電話(3344)2251



調査基準日
平成24年
2月1日
(水)

平成24年経済センサス-活動調査

- 経済の国勢調査を実施します -

日本の経済力を知るための調査です。地域の未来づくりにも役立てます。



経済センサス活動調査は、全国すべての事業所が対象です。

調査基準日(平成24年2月1日(水))の前後に、調査員が事業所を訪問し、調査票を配布・回収する方法で実施します。

正確な統計をつくるために、調査への回答をよろしくお願いします。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村



経済センサス

検索

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>

◆問い合わせ◆ 地域文化部地域調整課統計係 電話 (5273)4096

省エネ電話相談を行っています

区内中小事業者の地球温暖化対策を支援するために、省エネルギーと様々な地球温暖化対策支援制度に関する電話相談を行っています。お気軽にご相談ください。

【相談内容】 省エネルギーの手法、支援制度の紹介、申請方法のアドバイス等

【相談窓口】 日本データーサービス(株)(新宿区委託業者) 電話 (3452)0165

【受付時間】 午前9時～午後6時

【受付期間】 平成24年1月31日(火)まで

省エネルギー支援制度セミナーのご案内

省エネルギーの基礎知識、国・都・区の実施する地球温暖化対策支援制度の紹介や申請方法をわかりやすく紹介します。また専門家による個別相談を実施します。

【日 時】 平成24年1月17日(火)午後2時～5時

【会 場】 新宿区役所本庁舎5階大会議室(歌舞伎町1-4-1)

【申込み】 電話・FAX・Eメールで、セミナー参加の旨・会社名・担当者氏名・電話番号を、環境対策課エコライフ推進係(本庁舎7階)
電話 (5273)4267 Fax (5273)4070
e-mail kankyo@city.shinjuku.lg.jpまで
お知らせください(先着50名)。

◆問い合わせ◆

環境清掃部環境対策課エコライフ推進係 電話 (5273)4267

「公益通報」をご存じですか

公益通報とは、労働者が勤務先やその役員等の法令違反行為について、一定の要件を満たす場合に勤務先、行政機関、第三者のいずれかに通報する制度です。

新宿区では、区の事業や区の職員とのやりとりの中で「法令違反ではないか」と思われる場合の通報や相談について、弁護士である公益保護委員が受け付けています。区の制度の特徴として、労働者である区の職員だけでなく、区民や事業者の方からの通報や相談も、広く受け付けています。また、公益通報制度のご相談もお受けします。秘密は厳守します。安心してご相談ください。

公益保護委員(相談先・区または区の職員に係る公益通報の通報先)

桑原周成 〒130-0022 墨田区江東橋3-9-7 国宝ビル6階
東京東部法律事務所 電話 (3634) 5311

瀬戸和宏 〒160-0004 新宿区四谷1-20 佳作ビル2階
和の森法律事務所 電話 (5269) 2051

十枝内康仁 〒104-0028 中央区八重洲2-11-6 八重洲KNビル7階
十枝内総合法律事務所 電話 (3517) 5225

また、毎月第4木曜日、午後2時から4時までは、区役所の専用の相談室でも相談をお受けしています。当日直接、新宿区役所第一分庁舎2階区民相談室へ。相談は、公益保護委員が交代で担当します。

◆問い合わせ◆

総務部総務課総務係 電話 (5273)3505

平成23年度 新宿ものづくりマイスター

技の名匠

が決まりました!



無地染

福室 隆一

福室染工場

所在地 中落合 4-21-17
電話 (3953) 6048



足袋製造

大橋 信彦

(有)むさしや

所在地 坂町 7
電話 (3351) 7359



和竿製造

竹内 正治

和竿工房 竹内

所在地 上落合 3-20-15
電話 (3362) 0428



義肢・装具製造

藤塚 勝栄

(有)藤塚製作所

所在地 上落合 2-21-15
電話 (3362) 0414

新宿区 中小企業の景況

平成 23 年
7 月～9 月期

新宿区では、区内中小企業に
対する「景況調査」を年4回
実施しています。

①調査時期 平成23年9月下旬

②調査方法 郵送アンケート調査

③調査対象業種 製造業(54件)、印刷・同関連業(48件)、染色業(24件)、建設業(55件)、情報通信業(45件)、卸売業(43件)、小売業(84件)、飲食・宿泊業(72件)、不動産業(52件)、サービス業(101件)
※カッコ内は有効回答数

④調査機関 (株)東京商エリサーチ



【新宿ビズタウンニュース No.15】

発行 新宿区地域文化部産業振興課 TEL 03-3344-0701

「新宿ビズタウンニュース」は再生紙を使用しています。